

企 業 会 計

令和8年度静岡市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	634戸
(2) 年間総配水量	130,162 ³ m ³
(3) 一日平均配水量	357 ³ m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 簡易水道事業収益	157,794千円
第1項 営業収益	16,798千円
第2項 営業外収益	140,996千円

支 出

第1款 簡易水道事業費用	139,400千円
第1項 営業費用	129,963千円
第2項 営業外費用	8,937千円
第3項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額26,100千円は、当年度分損益勘定留保資金等8,706千円及び当年度利益剰余金処分額17,394千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	28,000千円
第1項 他 会 計 支 出 金	28,000千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	54,100千円
第1項 企 業 債 償 還 金	53,603千円
第2項 予 備 費	497千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 26,120千円

(他会計からの補助金)

第7条 簡易水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、100,022千円である。

(利益剰余金の処分)

第8条 当年度利益剰余金のうち、17,394千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 資本的収入額が支出額に不足する額に補てんする。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

令和8年度静岡市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		
一 般 病 床		463床
(2) 患 者 数		
年 間 延 患 者 数		
入 院	93,842人	外 来 140,937人
1 日 平 均 患 者 数		
入 院	257人	外 来 578人
(3) 主要な建設改良事業		
病棟改修事業		63,000千円
医療器械等購入		260,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 病院事業収益		11,546,900千円
第1項 医業収益		8,802,418千円
第2項 医業外収益		2,744,482千円
支 出		
第1款 病院事業費用		13,066,000千円
第1項 医業費用		12,782,373千円
第2項 医業外費用		282,627千円
第3項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額775,315千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額51,327千円及び当年度分損益勘定留保資金723,988千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	355,685千円
第1項 企業債	250,000千円
第2項 出資金	37,500千円
第3項 寄附金	1,000千円
第4項 貸付金返還金	4,185千円
第5項 基金繰入金	63,000千円

支 出

第1款 資本的支出	1,131,000千円
第1項 建設改良費	627,604千円
第2項 貸付金	70,500千円
第3項 企業債償還金	432,512千円
第4項 基金積立金	384千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器 整備事業	250,000千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券 発行 3 借入時期 令和8年度 ただし、事業進 ちよく又は財政 その他の都合に より、起債額の 全部又は一部 を翌年度に繰 り延べて借り 入れることが できる。	7%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率と する。)	融通条件の定め のある資金につ いては、その融 通条件により、 その他の資金に ついては相手方 との協定による ものとする。 ただし、財政の 都合により据置 期間及び償還期 間を短縮し、若 しくは繰上償還 又は借換をする ことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,920,638千円

(2) 交際費 171千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
1, 3 0 0, 0 0 0千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1, 3 4 3, 0 0 0千円と定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

令和8年度静岡市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水設備設置戸数	1,406戸
(2) 年間総処理水量	479,217m ³
(3) 一日平均処理水量	1,313m ³
(4) 主要な建設改良事業	
農業集落排水整備事業	130,989千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 農業集落排水事業収益	457,100千円
第1項 営業収益	50,400千円
第2項 営業外収益	406,700千円

支 出

第1款 農業集落排水事業費用	442,600千円
第1項 営業費用	411,441千円
第2項 営業外費用	30,159千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額73,276千円は、当年度分損益勘定留保資金58,776千円及び当年度利益剰余金処分額14,500千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	191,024千円
第1項 企業債	38,500千円
第2項 国庫（県）支出金	40,054千円
第3項 他会計支出金	62,470千円
第4項 負担金	50,000千円

支 出

第1款 資本的支出	264,300千円
第1項 建設改良費	139,634千円
第2項 企業債償還金	124,666千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	38,500千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和8年度 ただし、事業進捗よく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 49,910千円

(他会計からの補助金)

第9条 農業集落排水事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、229,418千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち14,500千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 資本的収入額が支出額に不足する額に補てんする。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

令和8年度静岡市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	317,912戸
(2) 年間総配水量	78,732,325 ³ m
(3) 一日平均配水量	215,705 ³ m
(4) 主要な建設改良事業	
水道整備費	7,218,038千円
導送配水管布設等	16,391m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	13,229,000千円
第1項 営業収益	12,544,058千円
第2項 営業外収益	671,492千円
第3項 特別利益	13,450千円

支 出

第1款 水道事業費用	11,117,000千円
第1項 営業費用	10,445,280千円
第2項 営業外費用	670,720千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,805,000千円は、減債積立金1,588,581千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額628,553千円、過年度分損益勘定留保資金3,398,242千円及び当年度分損益勘定留保資金1,189,624千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	3,212,000千円
第1項 企業債	2,147,100千円
第2項 出資金	22,000千円
第3項 国庫（県）支出金	575,725千円
第4項 他会計支出金	148,027千円
第5項 負担金	119,148千円
第6項 その他資本的収入	200,000千円

支 出

第1款 資本的支出	10,017,000千円
第1項 建設改良費	7,416,475千円
第2項 企業債償還金	2,600,525千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
柳町取水場外水道施設修繕事業費	令和9年度	122,000千円
駿河区宮川・水上外配水管整備事業費	令和9年度	696,000千円
上下水道局庁舎ネットワーク機器再リース料経費	令和9年度	22,000千円
上下水道お客様サービスセンター電話交換機設置費	令和9～13年度	5,000千円
上下水道事業検針・収納業務経費	令和9～11年度	1,371,000千円
水道料金及び下水道使用料納入通知書作成業務経費	令和9年度	20,000千円
水道料金等クレジットカード収納委託業務経費	令和9～10年度	44,000千円
駿河区宮川・水上配水管撤去工事費	令和9年度	60,000千円
清水区庵原町送水管及び配水管布設替工事費	令和9年度	200,000千円
葵区牛妻・門屋導水管布設替工事費	令和9～11年度	2,550,000千円
上下水道施設台帳システム構築業務経費	令和9～11年度	181,000千円
清水谷津浄水場汚泥搔寄機更新工事費	令和9～10年度	455,000千円
門屋浄水場送水ポンプ更新工事費	令和9年度	198,000千円
柳町配水場配水ポンプ更新工事費	令和9年度	140,000千円
御門台配水場・吉原中継ポンプ場送水ポンプ更新工事費	令和9年度	33,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	2,147,100千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券 発行 3 借入時期 令和8年度 ただし、事業進 ちよく又は財政 その他の都合に より、起債額の 全部又は一部 を翌年度に繰 り延べて借り 入れることが できる。	7%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 しの利率とす る。)	融通条件の定め のある資金につ いては、その融 通条件により、 その他の資金に ついては相手方 との協定による ものとする。 ただし、財政の 都合により据置 期間及び償還期 間を短縮し、若 しくは繰上償還 又は借換をする ことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,581,386千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
91,078千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、5,140千円と定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

令和8年度静岡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水設備設置戸数	276,454戸
(2) 年間総処理水量	144,897,386 ^{m³}
(3) 一日平均処理水量	396,979 ^{m³}
(4) 主要な建設改良事業	
下水道整備費	11,724,124千円
下水道管渠布設等	15,822m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	23,588,000千円
第1項 営業収益	17,490,096千円
第2項 営業外収益	6,097,904千円

支 出

第1款 下水道事業費用	22,563,000千円
第1項 営業費用	20,753,194千円
第2項 営業外費用	1,808,806千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,687,000千円は、減債積立金560,458千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額675,298千円、過年度分損益勘定留保資金3,307,510千円及び当年度分損益勘定留保資金4,143,734千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	12,365,000千円
第1項 企業債	8,427,600千円
第2項 出資金	456,000千円
第3項 国庫支出金	2,560,900千円
第4項 県支出金	1,343千円
第5項 他会計支出金	2,000千円
第6項 負担金	217,157千円
第7項 その他資本的収入	700,000千円

支 出

第1款 資本的支出	21,052,000千円
第1項 建設改良費	11,823,000千円
第2項 企業債償還金	9,229,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中島処理区外下水道管路施設新設事業費	令和9年度	400,000千円
高松処理区外下水道管路施設改築事業費	令和9年度	500,000千円
城北浄化センター脱水汚泥収集運搬・処分業務経費	令和9年度	83,000千円
中島浄化センター脱水汚泥収集運搬・処分業務経費	令和9年度	41,000千円
静清浄化センター外脱水汚泥収集運搬・処分業務経費	令和9年度	879,000千円
高橋雨水ポンプ場電気設備機能増設等工事費	令和9年度	200,000千円
大沢地区雨水渠築造その3工事費	令和9年度	500,000千円
大谷地区下水道築造その2工事費	令和9年度	160,000千円
上下水道施設台帳システム構築業務経費	令和9～11年度	195,000千円
高松浄化センター送風機設置業務経費	令和9年度	182,000千円
中島雨水ポンプ場No.5・6除塵機機械設備改築工事費	令和9年度	264,000千円
中島雨水ポンプ場No.5・6除塵機電気設備改築工事費	令和9年度	19,000千円
中島浄化センター返流水管改築工事費	令和9年度	192,000千円
中島浄化センター汚水ポンプ棟耐震化工事費	令和9～11年度	1,205,000千円
小鹿ポンプ場外電気設備等改築工事費	令和9年度	55,000千円
清水北部浄化センター自家発電設備改築工事費	令和9～10年度	537,000千円
清水南部浄化センター計測設備改築工事費	令和9年度	198,000千円
静清浄化センター水処理監視制御設備改築工事費	令和9～11年度	2,012,000千円
静清浄化センター水処理計測設備改築工事費	令和9～11年度	606,000千円
静清浄化センター継手耐震化工事費	令和9年度	156,000千円
浜田ポンプ場汚水ポンプ機械設備改築工事費	令和9～10年度	350,000千円
浜田ポンプ場汚水ポンプ電気設備改築工事費	令和9～10年度	79,000千円
浜田ポンプ場受変電設備改築工事費	令和9～10年度	421,000千円
マンホールポンプ設備耐水化改築工事費	令和9年度	51,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	8,427,600千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券 発行 3 借入時期 令和8年度 ただし、事業進 ちよく又は財政 その他の都合に より、起債額の 全部又は一部 を翌年度に繰 り延べて借り 入れることが できる。	7%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 しの利率とす る。)	融通条件の定め のある資金につ いては、その融 通条件により、 その他の資金に ついては相手方 との協定による ものとする。 ただし、財政の 都合により据置 期間及び償還期 間を短縮し、若 しくは繰上償還 又は借換をする ことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,586,881千円

(2) 交際費 200千円

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司